

大型台風の接近等に伴う施設の臨時休館等について

1 経緯

令和元年10月に台風第19号が首都圏に接近した際、風雨が強まると見込まれた同年10月12日(土)における施設の対応等は、以下のとおりです。

なお、首都圏の公共交通機関各社は、台風第15号の接近に伴い計画運休を実施したときと同様、台風第19号の接近の際も、令和元年10月12日(土)正午頃から順次、計画運休を実施し、同月13日(日)午前にかけて電車等の運行を見合わせました。

- ・ 保育園等は、園児の送迎が困難となる可能性を考慮し全園を臨時休園としました。休園とすることは、前日の令和元年10月11日(金)に決定し、同日中に保護者に連絡しました。また、休園当日は、保護者からの問い合わせに対応するための職員の体制を各園で確保しました。
- ・ 保育園以外の施設については、開館とした上で、利用者の安全を考慮して利用の自粛を呼びかけました。開館した施設では、指定管理施設や業務委託の施設を含め、運営に支障がないように職員の体制を確保しました。
- ・ 公共交通機関の計画運休により各施設の職員の通勤に大きな影響が及びました。また、学校施設開放等の業務をシルバー人材センターに委託している施設では、業務に従事する高齢者の安全が懸念されました。
- ・ 区民からは、職員の通勤等の安全を考え、施設を休館すべきとの意見が寄せられました。

2 区施設の臨時休館について

(1) 臨時休館すべき理由

激しい風雨により屋外の行動が危険となった状況及び公共交通機関が計画運休となった状況下では、区民の施設への移動や施設の利用に危険が及ぶ恐れがあります。また、施設の職員(管理運営に当たる指定管理者及び業務委託先の職員を含みます。以下同じ。)についても、通勤の際に危険が及ぶ恐れがあると同時に、公共交通機関の計画運休により、施設の運営に必要な体制が確保できない可能性があります。特に、シルバー人材センターに業務委託している施設では、業務に従事する高齢者の安全への配慮が必要です。

(2) 臨時休館とする施設

生活拠点として利用される施設である特別養護老人ホーム等を除き、全ての施設(別紙1のとおり)を臨時休館とします。

なお、区立幼稚園・区立小中学校については、別途教育委員会で考え方を定めています。

(3) 臨時休館の基準及び決定

臨時休館は、次のいずれかの基準に該当する場合に実施するものとします。

ア 大型台風の接近等に伴う豪雨や暴風により、屋外での行動が危険な状況になると見込まれるとき。

イ 大型台風の接近等により、首都圏の公共交通機関各社の大半において計画運休が実施されるとき。

なお、台風の進路予報や今後想定される雨量予測により、風水害発生が予想される場合に設置する港区災害対策本部又は港区水害応急対策会議において決定するものとします。

また、気象状況の悪化に伴う休館及びその後の気象状況が回復した場合の開館についての基本的考え方は、別紙2のとおりとします。

(4) 施設の使用料及び利用料金の取扱い

ア 原則として、利用日前に納められた使用料及び利用料金は全額還付します。

また、施設利用前の取消でキャンセル料が生じる場合は徴収しません。

イ 施設利用者への周知は各施設の所管課が行うこととします。

(5) 臨時休館時の体制

ア 施設の管理や区民からの問い合わせに対応するため、原則として、区内在住者等の通勤に困難が生じない職員により、必要な体制を確保します。

ただし、シルバー人材センターに業務委託している事業については、従事する高齢者の安全を考慮し、施設での問い合わせ対応は行わず、区ホームページでの案内等で対応します。

イ 風水害時の自主避難施設及び避難所となる施設については、避難所等の開設及び運営のための職員体制を確保します。なお、いきいきプラザ、区民センター等の指定管理施設においては、災害時における協定に基づき、避難所等の開設に必要な協力体制を確保します。

3 施設以外の区の業務について

(1) 総合支所の窓口業務など、港区業務継続計画（BCP）における優先すべき通常業務については、区民サービスに支障が生じない体制の確保に努めます。

(2) 避難所の開設及び運営等の災害対策に従事する職員については、必要な体制を確保します。

4 スケジュール

令和2年7月20日 運用開始

臨時休館とする施設

【臨時休館の基準】

- ア 大型台風の接近等に伴う豪雨や暴風により、屋外での行動が危険な状況になると見込まれるとき。
- イ 大型台風の接近等により、首都圏の鉄道各社の大半において計画運休が実施される時。

◆子どもの施設

認可保育園（私立を含む。）、認定こども園、港区保育室、小規模保育事業、子ども中高生プラザ、児童高齢者交流プラザ、児童館、学童クラブ、放課GO→、放課GO→クラブ、子育てひろば、みなと子育てサポートハウス、みなと子育て応援プラザ、みなと保育サポート、子ども家庭支援センター、病児・病後児保育室

◆福祉施設

いきいきプラザ、高齢者在宅サービスセンター、高齢者相談センター、障害保健福祉センター、精神障害者地域活動支援センター、児童発達支援センター、介護予防総合センター、がん在宅緩和ケア支援センター

◆区民センター・区民協働施設

区民センター、区民協働スペース、国際交流スペース

◆生涯学習施設・教育施設

図書館、郷土歴史館、生涯学習センター、青山生涯学習館、教育センター、みなと科学館

◆スポーツ・健康増進施設

スポーツセンター、運動場、少年野球場、武道場、学校屋内プール、健康増進センター、公衆浴場

◆その他施設

男女平等参画センター、商工会館、消費者センター、港勤労福祉会館、エコプラザ、伝統文化交流館、自転車（等）駐車場、芝の家

※区民保養施設（大平台みなと荘）及び箱根ニコニコ高原学園は、遠隔地にあり、休館等については別途、判断するべきであることから、対象施設から除きます。

※幼稚園・小中学校については、別途港区教育委員会で考え方を定めています。

大型台風接近等の際の区施設の臨時休館に係る基本的考え方

気象状況の悪化に伴う休館

気象状況予測	施設の対応	施設の対応の決定	利用者への周知	施設の使用料等	職員体制
前日から当日正午までの間に気象状況が悪化 (当日午前から計画運休実施)	全日休館	原則として前日の午後3時までに決定	決定後、直ちに周知	全て返還	<ul style="list-style-type: none"> ・全日、問い合わせ対応の職員を確保 ・開館時間帯は通常体制
当日正午以降に気象状況が悪化 (当日正午以降に計画運休実施)	適時休館	適時休館の旨は原則として前日の午後3時までに決定し、休館時刻の決定は状況に応じて対応	決定後、直ちに周知	<ul style="list-style-type: none"> ・休館時間帯の使用料等は全て返還 ・開館時間帯も利用を希望しない場合は返還 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所となる施設の指定管理者は別途、避難所開設の協力体制を確保

気象状況の回復に伴う開館

気象状況予測	施設の対応	施設の対応の決定	利用者への周知	施設の使用料等	職員体制
当日午前6時までに気象状況が回復 (当日午前6時から交通機関が通常運行)	通常開館	原則として前日の午後3時までに決定	決定後、直ちに周知	利用を希望しない場合も返還しない。	通常体制
当日午前6時から正午までの間に気象状況が回復 (当日正午までに交通機関が運行開始)	適時開館	開館を遅らせる旨は原則として前日の午後3時までに決定し、開館時刻の決定は状況に応じて対応	決定後、直ちに周知	<ul style="list-style-type: none"> ・休館時間帯の使用料等は全て返還 ・開館後も利用を希望しない場合は返還 	<ul style="list-style-type: none"> ・全日、問い合わせ対応の職員を確保 ・開館時間帯は通常体制 ・避難所となる施設の指定管理者は別途、避難所開設の協力体制を確保
当日正午から午後3時までの間に気象状況が回復 (当日正午から午後3時までの間に交通機関が運行開始)	原則、全日休館とし、夜間開館施設は状況に応じ適時開館	原則として前日の午後3時までに決定（夜間開館施設の開館の決定は状況に応じて対応）	決定後、直ちに周知	夜間開館施設の開館後も利用を希望しない場合は返還	
当日午後3時以降に気象状況が回復または終日回復しない (当日午後3時時点で交通機関が運休)	原則、全日休館とし、夜間開館施設は状況に応じ適時開館	原則として前日の午後3時までに決定（夜間開館施設の開館の決定は状況に応じて対応）	決定後、直ちに周知	全て返還	